（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四条の二の規定は、第三号施行日以後に開始する地方公務員等共済組合法第四十三条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第十七条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「について行う」を「又は六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について行う」に改める。

（船員職業安定法等の一部改正）

第十八条　次に掲げる法律の規定中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十三条第一項

二　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十五条第一項

三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第六十一条

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十九条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の項の第三欄の第二号中「第三項」を「第五項」に改め、同表の八の項の第三欄の第二号中「第七項」を「第九項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十一条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「第百十二条の二」を「第百十二条の二第一項」に改め、同表の七十二の二の項及び七十三の項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四中「支給」の下に「、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

第二十二条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中七十一の七の項を七十一の八の項とし、七十一の四の項から七十一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、七十一の三の項の次に次のように加える。

七十一の四	社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による同法第八十条の四第一項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の十一の項中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の三第一項中「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に、「同法第七百三条の五」を「同法第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改め、同条第二項中「同法第七百三条の五」を「同法第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第二十四条　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「第五十条第一項」を「第三十四条第二項」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第二十五条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の四十五第六項中「第八十二条第三項」を「第八十二条第五項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第二十六条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第二十八条第二項から第五項まで」を「第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第二十七条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第二十八条第二項から第五項まで」を「第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改め、同条第三項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正）

第二十八条　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三項」を「第五項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条　次に掲げる法律の規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

一　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十一条

二　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第二十四条第四項及び第二十五条第四項

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第三十条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第三十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項中「支給」の下に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

（政令への委任）

第三十二条　附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久